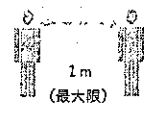
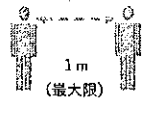
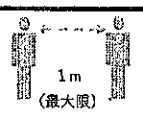
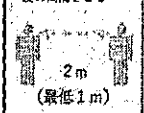


新型コロナウイルス感染症に係る県立学校における地域の感染レベル別の感染症対策
(保健体育学習・部活動)2020.9.11時点

別紙1-2

文部科学省 衛生管理マニュアル 地域の感染レベル	レベル1	レベル2		レベル3		
		①	②	①	②	③
県立学校の保健体育学習ガイドライン例						
感染者発生学校	臨時休業	臨時休業	臨時休業	臨時休業	臨時休業	臨時休業
感染者未発生学校	<p>1mを目安に、活動場所内で最大限の間隔をとる</p>  <p>○体育授業:児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり、接触したりする活動は可能な限り感染症対策を行った上で通常通り実施する。</p> <p>体育授業:マスク着用は必要ないが、体育授業における感染リスクを避けるため、児童生徒の間隔を十分確保する。但し、児童生徒がマスクの着用を希望する場合は否定するものではない。</p>	<p>○リスクの低い活動は、一定の距離を保ち、同じ方向を向き、回数や時間を絞るなどの十分な感染対策をした上で実施する。</p> <p>○体育授業:児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり、接触したりする活動はリスクが高いことから慎重に検討する。</p> <p>○体育授業:可能な限り、屋外で実施し、気温が高い日などは熱中症に十分注意をする。但し、屋内で実施する必要がある場合は、特に呼吸が激しくなる運動は避ける。</p>	<p>○体育授業:児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり、接触したりする運動や感染症対策を講じてもなお、感染のリスクが高い運動は行わない。</p> <p>臨時休業</p>	<p>臨時休業</p>	<p>臨時休業</p>	<p>臨時休業</p>
<p>体育・保健授業:年間指導計画の中で年度後半に指導する予定の学習分野を「先取り授業」として手順やルールを学んだり、自宅で取り組むことが可能な既習事項の反復学習等を行った。デジタルコンテンツ教材を利用した学習支援も考えられる。</p>						
県立学校の部活動ガイドライン例						
感染者発生学校	部活動停止	部活動停止	部活動停止	部活動停止	部活動停止	部活動停止
感染者未発生学校	<p>可能な限り感染症対策を行った上で通常通りの活動</p> <p>1mを目安に、活動場所内で最大限の間隔をとる</p> 	<p>可能な限り感染症対策を行った上で通常通りの活動</p> <p>可能な限り感染症対策を行った上でリスクの低い活動から段階的に実施。</p> <p>直近一週間に感染者が確認された地域ではより慎重な検討が必要。</p> <p>密集する運動、近距離で組み合う、接触場面が多い運動、向かい合っている等の活動は慎重な検討が必要</p> <p>1mを目安に、活動場所内で最大限の間隔をとる</p> 	<p>可能な限り感染症及びその拡大のリスクを軽減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて行う。</p> <p>密集する運動、近距離で組み合う、接触場面が多い運動、向かい合っている等の活動は行わない。</p> <p>できるだけ2m程度の間隔をとる</p> 	部活動停止	部活動停止	部活動停止
全体を通じての留意事項	<p>○トレーニングやゲーム、ミーティングなども三密にならないように配慮した状態で通常通り実施する。また、各競技団体から発出されている注意事項にも留意すること。</p> <p>○ケガや熱中症防止等、安全管理に十分留意する。また、発熱等の症状が見られる場合は自宅で休養するよう指導すること。</p> <p>○生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を常時確認すること。</p> <p>○活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠し、実施内容等に十分留意する。特に分散登校を実施する場合は、ガイドラインよりも短い時間の活動にとどめるなど、分散登校の趣旨を逸脱しないよう限定的な活動とする。</p> <p>○部活動の参加については、生徒・保護者の自由意思とすること。</p> <p>○大会等の参加については、学校として主催団体とともに、大会中の競技や演技中等はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、更衣室等の利用時においても生徒、教師等の感染拡大防止の対策を講じること。</p> <p>○練習試合や合同練習、合宿等の企画・実施に当たっては、地域の感染状況を踏まえ、部活顧問教諭だけでなく、学校として責任をもって、大会参加時と同様の感染拡大防止の対策を講じること。</p>					

変更点: 太黒枠内、太黒字



12月4日現在、那覇市の感染レベルは、〈レベル3 - 1〉です。

新型コロナウイルス感染症に係る県立学校における地域の感染レベル別の感染症対策 2020.9.11時点

別紙1-1

文部科学省 衛生管理マニュアル 地域の感染レベル	レベル1		レベル2		レベル3	
			①	②	①	②
【感染予防の方策】	保健教育重点 ←				→	保健管理重点
【保健教育】 児童生徒の持参物	清潔なハンカチ・ティッシュ、マスク、マスクを置く際の清潔なビニールや布等					
手洗い	①登校後、外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、給食（昼食）の前後、掃除の後、トイレの後、共有物を触る前後（手指で目、鼻、口をできるだけ触らない）			①十休み時間ごと		
咳エチケット	咳やくしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる。					
規則正しい生活	「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」					
【健康観察】 健康観察表の活用	①児童生徒等の朝晩の体温、体調、保護者のサイン等を記入（別紙4）		①+同居の家族の状況（別紙5）			
朝の健康観察 ・忘れた者への対応	①児童生徒等に発熱等の風邪症状がないかどうかを教室等で確認 教職員が教室等で対応		①+同居の家族に発熱等の風邪症状がないかどうかを校舎に入る前に確認 教職員が校舎に入る前に対応			
【出席停止】 学校保健安全法 第19条	①感染が判明した者 ②感染者の濃厚接触者、検査を指示された者 ③ [※] 発熱等の風邪症状が見られる者（症状がなくなれば登校は可能） ③ [※] の症状が新型コロナウイルス感染症ではなく別の疾患によることが判明した場合は病欠とする。		①+②+③ +同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる者（同居の家族に症状がなくなれば登校は可能）		【②臨時休業の場合】 臨時休業となった地域に居住している者で、臨時休業となっていない地域の学校へ通学している者 [※] [※] 学校保健安全法による出席停止とせず、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に掃うことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う	
【体調不良者等への対応】	当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまで自宅で休養するよう指導する。保護者の来校まで学校にとどまることが必要な場合は、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をする。（保健室において、外傷や心身の不調などで来室した者と発熱等の風邪症状のある者が他の児童生徒と接することがないようにする。）					
体調不良者等（出席停止の者を含む）の把握、指導及び連絡	①体調不良者等の数及び症状については、学校内で情報共有しておく。 ②息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状がある者、重症化しやすい者、発熱等の風邪症状が4日以上継続している者へは、「新型コロナウイルス感染症 相談窓口（コールセンター）」等へ相談するよう指導する。 ③体調不良者等の増加等がある場合、所管の教育委員会へ電話にて連絡する。				①～③に同じ	
【報告】 学校等欠席者・感染症情報収集システムへの入力（出席停止）	・「発熱等の風邪症状が見られる者」→「発熱等による」へ入力 ・「感染者の濃厚接触者に特定」→「新型コロナ濃厚接触者」へ入力 ・「症状がありPCR検査を受けている者」→「その他」へ入力 ・「感染が判明した者」→「新型コロナウイルス感染症」へ入力 ・「感染が不安等で校長が認めた者等」→「事故欠・急引き等入力」の「その他」 【レベル2、3】・「家族等の風邪症状が見られる者」→「家族等のかげ症状による」へ入力 【患者発生時】・患者発生により臨時休業を行う場合→「欠席者/臨時休業登録」→「学校閉鎖等」→疾患名「新型コロナウイルス感染症」				【②臨時休業の場合】 ・患者は発生していないが教育委員会等の指示により臨時休業を行った場合→「欠席者/臨時休業登録」→「学校閉鎖（学年・学級）」→疾患名「教育委員会または主管課の指示による」	
様式による報告（感染者発生時のみ）	・電話による第1報と様式1（送付する際には必ずパスワードを付すこと）					
【消毒】 普段の清掃・消毒場所と回数	・床は通常の清掃活動 ・机、椅子は、通常の清掃活動において、新型コロナウイルスに対する有効性が認められている家庭用洗剤等を用いて拭き取り掃除を行う。 ・大勢が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回、水拭きした後、家庭用洗剤や消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。					
消毒液とその使用方法	文部科学省「衛生管理マニュアル」や国が示した新型コロナウイルスに有効な消毒液や洗剤を用いて、その使用方法に従い消毒を行う。 ※感染者発生時は消毒用エタノールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液（トイレは0.1%）を使用する。					
【3密の回避】 「密閉」の回避（換気の徹底）	①常時2方向の窓を同時に開ける。 ②30分に1回以上、数分間程度、2方向の窓を全開する。 ③窓のない部屋は常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気する。（人の密度が高くないように配慮する） ④体育館のような広く天井の高い部屋であっても換気に努める。 ※エアコン使用時も同様の対応とする。少なくとも休み時間毎には窓を開け、換気を行う。					
「密集」の回避（身体的距離の確保）	1mを目安に学級内で最大限の間隔を取る		できるだけ2m（最低1m）			
【密接】の場面への対応（マスクの着用） ※マスクを着用する必要がない場合	身体的距離が十分とれないときは着用するよう指導する。 ※十分な身体的距離が確保できる場合、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合や児童生徒等本人が暑さで息苦しいと感じた時、登下校中で熱中症のおそれがある場合、体育の授業					

変更点：太黒枠内、太黒字